



文京区分別収集計画

令和元年 6 月

文京区

文京区分別収集計画目次

1	計画策定の意義.....	1
2	基本的方向.....	2
3	計画期間.....	2
4	対象品目.....	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）.....	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）... ..	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）.....	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）.....	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.....	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）.....	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）.....	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	7

1 計画策定の意義

文京区では、平成23年度から32年度までの10年間の廃棄物処理の計画を定めた「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）」について、平成28年3月、中間年度の見直しを行い、新たな数値目標を定めました。この見直しに当たっては、リサイクルを前提とした大量消費型ライフスタイルを考え直すことを主眼に置き、従来の「3R」全体を推進する方針から一歩進め、まずリデュースとリユースをリサイクルに優先することで、廃棄物の発生段階から排出量そのものを抑制する「2R」を前面に打ち出しています。

さらに近年は、マイクロプラスチック等による海洋汚染など、プラスチックの持続可能な利用が世界的な課題となっており、プラスチック廃棄物の発生防止や適切なプラスチック資源の回収に取り組んでいく必要があります。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、今後5年間の資源の回収量を見込んだ本計画におきましても、ごみに混入されている資源物の分別の徹底はもちろんのこと、排出抑制＝リデュースの考え方を取り入れて算定しており、区民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方法を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

計画の確実な実現のために、排出者である区民や事業者への意識啓発を中心に様々な施策を実施してまいります。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりである。

- 生産・消費活動における発生抑制
 - ・全区民・全事業所に対する発生抑制への取組支援事業を展開する。
- リサイクルの仕組みの整備
 - ・区民の様々なライフスタイルに応じたリサイクルの仕組みを整備する。
- 区民やNPO、事業者との協働
 - ・発生抑制・リサイクルを進めていくためには、区民と事業者の協力が不可欠であるため、区内団体及び区内リサイクル団体、事業者団体などとの協働を図る。

3 計画期間

令和2年4月を始期とし、令和6年度を目標年度とする5か年とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、次の容器包装を対象とする。

- 1 スチール製容器包装
- 2 アルミニウム製容器包装
- 3 無色ガラス製容器包装
- 4 茶色ガラス製容器包装
- 5 その他ガラス製容器包装
- 6 飲料用紙製容器（紙パック）
- 7 PETボトル
- 8 その他プラスチック製容器包装
- 9 段ボール

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における文京区での容器包装廃棄物の排出量見込みは、次のとおりである。

(単位：t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	10,148	10,116	10,083	10,048	10,011

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、次の方策を実施する。

(1) 排出者意識啓発計画

① 区民を対象とした啓発活動

- 区報やホームページ等を活用した積極的な啓発活動の実施
- リサイクルイベントや施設見学会等を活用した普及啓発の実施
- 環境教育の取組、児童を対象とした啓発の実施
- リサイクル推進活動表彰の実施

② 事業者を対象とした意識啓発

- 事業用建築物への排出指導に伴う啓発
- 優良排出事業者への表彰の実施
- 再生品の積極的な利用の促進と評価
- 拡大生産者責任（EPR）に基づく取組の働きかけ

(2) 資源・ごみ排出管理計画

① 資源・ごみ集積所管理事業

- 単身世帯に対する排出マナー指導の徹底
- 集合住宅の管理会社を通じた入居者、居住者への資源・ごみの排出ルールの徹底及び集団回収移行への勧奨

② 事業系廃棄物排出指導事業

- 延床面積が1,000㎡以上の事業用建築物への排出指導の実施
- 事業者を対象としたリサイクルシステムの実施

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況、再商品化計画等を総合的に考慮し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を、次のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミ製の容器包装	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょう油を充填するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）
	白色トレイ、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

各年度における分別収集対象品目の回収量見込みは、次のとおりである。

(単位:t)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	313		317		322		327		332	
主としてアルミ製の容器	241		241		242		243		243	
無色のガラス製容器	(合計) 1,138		(合計) 1,141		(合計) 1,143		(合計) 1,146		(合計) 1,148	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	0	1,138	0	1,141	0	1,143	0	1,146	0	1,148
茶色のガラス製容器	(合計) 429		(合計) 430		(合計) 431		(合計) 432		(合計) 433	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	429	0	430	0	431	0	432	0	433	0
その他のガラス製容器	(合計) 908		(合計) 910		(合計) 912		(合計) 914		(合計) 915	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	908	0	910	0	912	0	914	0	915	0
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	13		14		15		16		18	
主としてダンボール製の容器	3,099		3,128		3,158		3,188		3,217	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計) 952		(合計) 967		(合計) 983		(合計) 999		(合計) 1,015	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	619	334	629	339	639	344	650	350	660	355
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 6		(合計) 6		(合計) 7		(合計) 8		(合計) 8	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	3	0	3	0	4	0	4	0	4	0
(うち白色トレイ)	(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 4		(合計) 4	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	0	3	0	3	0	3	0	4	0	4

※ 端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについて

- 平成30年度の可燃ごみ、不燃ごみ、資源回収実績及び人口予測結果から今後5年間の排出量を予測
- 予測したごみ量に対してごみ組成割合を乗じ、品目ごとの排出量を算出
- 品目ごとの排出量に対して品目ごとの処理フローを乗じ、分別収集量を算出

(2) 人口予測について

人口は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」のデータを利用して文京区の各年の人口増加率を算出し、平成30年10月1日の住民基本台帳人口にこの増加率を乗じて、令和6年度までの各年度の人口を推計した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
224,805人	226,370人	227,958人	229,545人	231,110人

※ 外国人を含む。

※ 各年10月1日現在

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の収集は、区が実施する資源分別収集のほか、区民団体が中心となって実施している集団回収や公共施設等を活用して行っている拠点回収を併用して、効率的な回収に努めていく。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール アルミ	缶	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
びん	無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	びん	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
紙	紙パック	紙パック	小売店店頭等での拠点回収 区民団体による集団回収	民間施設
	段ボール	段ボール	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
	その他 プラスチック	プラスチック 製容器包装	公共施設での拠点回収	民間施設
	白色トレイ	トレイ	公共施設での拠点回収	民間施設

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、民間企業が有する施設を活用して選別・圧縮・保管を行う。
資源化施設の確保については、検討を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 区民等と協働して、清掃事業とリサイクル事業を効果的に推進していくため、区民、区内関係団体等構成員及び学識経験者からなる「リサイクル清

掃審議会」において、一般廃棄物処理基本計画に基づき今後の方向性や具体的な施策について検討を行い、実施していく。

- より広範な区民や事業者の参画を促すため、区内リサイクル団体とともに区民主導の事業を支援していく。
- 区民や事業者の自主的かつ積極的な取組を促すため、区は必要な支援を行っていく。

文京区分別収集計画（第9期）

令和元年6月

文京区資源環境部リサイクル清掃課
東京都文京区春日一丁目16番21号
電話：03-3812-7111（代表）
URL：<http://www.city.bunkyo.lg.jp>